

9 沿道修景指定樹木の緊急保全費補助金交付要綱

平成20年8月1日
県土整備部道路保全課

(趣旨)

第1条 県は、宮崎県沿道修景美化条例(昭和44年条例第13号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、予算で定めるところにより、条例第9条第1項の規定により指定された沿道修景指定樹木(以下「指定樹木」という。)の管理者及び管理団体(以下「補助事業者」という。)に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象作業)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる作業は、今後とも指定樹木の保存に努めることを前提として、次の各号のいずれかに該当すると認められるものとする。

- (1) 強風等により倒木や枝が落下するなど、周辺の家屋、車両等に被害を及ぼす恐れがある指定樹木に対し、これを安全に措置するための強剪定の実施
- (2) 張り出した枝が当該敷地又は隣接地に存する家屋や電線等にまで達し、それらに被害を及ぼす恐れがある指定樹木に対し、これを安全に措置するための強剪定の実施
- (3) その他、樹木医(農林水産大臣告示に基づき、財団法人日本緑化センターが行う資格審査に合格し、樹木医として登録された者をいう。)の診断を受け、安全上の理由から剪定等の措置を講ずべき旨の診断書の提出があった指定樹木に対し、これを安全に措置するために必要な強剪定や特殊施肥などの作業の実施

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、補助対象作業に要する経費の2分の1以内(ただし、1本あたり15万円以内)とする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 現況写真(別記様式第3号)
 - (2) 宮崎県沿道修景美化条例施行規則(昭和44年宮崎県規則第40号)第16条で定める申請書
- 2 規則第3条ただし書の規定により、同条第3号の書類は省略する。

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、この補助金に係る書類については適切に整理の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくべきこととする。

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第8条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 施工状況・完了写真（別記様式第3号）

(書類の提出部数等)

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(書類の経由機関等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、西臼杵支庁又は所轄の土木事務所の長（以下「出先機関の長」という。）を経由することとし、出先機関の長は知事に副申しなければならない。

- 2 規則第4条第1項及び第15条の規定による現地調査は、出先機関の長が行うものとし、その調査結果を前項の副申とともに、知事に提出するものとする。
- 3 知事は、規則第4条第1項及び第15条の規定により交付の決定及び補助金等の額が確定した場合、出先機関の長にこれを通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行し、平成20年度の予算に係る沿道修景指定樹木の管理に係る補助金から適用する。

補助金等の交付に関する規則

(昭和39年宮崎県規則第49号)

(補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請(契約の申込みを含む。以下同じ。)をしようとする者は、補助金等交付申請書(契約の申込みにあつては契約に関する書類)に次の掲げる書類を添え、知事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。ただし、第3号の書類については、知事がその必要がないと認めたときは、これを省略することができる。

1. 事業計画書
2. 収支予算書
3. 工事の施行にあつてはその実施設計書
4. その他知事が必要と認める書類

(補助金等の交付の決定)

第4条 知事は、補助金等の交付の申請があつた場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定(契約の承諾を含む。以下同じ。)をするものとする。

(補助金等の交付の条件)

第5条 知事は、補助金等の交付を決定する場合においては、補助金等の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、知事の定めるところにより、補助事業実績報告書に係る書類を添えて知事に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第15条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を当該補助事業者に通知する。

宮崎県沿道修景美化条例

(昭和44年宮崎県条例第13号)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

4 沿道修景指定樹木 県内の沿道において美観風致を維持する樹木又は樹木の集団で第9条第1項の規定により知事が指定するものをいう。

(指定)

第9条 知事は、宮崎県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞いて、沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区及び沿道修景指定樹木を指定する。

(沿道修景指定樹木の制限)

第13条 沿道修景指定樹木を伐採し、又は移植しようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

(補助)

第17条 県は、沿道の修景のための事業を促進するために必要があると認めるときは、予算の範囲内において、当該費用の一部を補助することができる。

宮崎県沿道修景美化条例施行規則

(昭和44年宮崎県規則第40号)

(沿道修景指定樹木に係る行為の許可申請)

第16条 条例第13条の規定による許可の申請は、別記様式第2による申請書を提出して行なわなければならない。

別記

様式第1号（規則第3条、第8条関係）

年度 沿道修景指定樹木の緊急保全費 事業計画（実績）書

行 為 地	路線名 : 住所 :		
指 定 樹 木			
指 定 年 度			
剪定等の理由			
施 行 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
作 業 内 容	金 額	うち、県補助金	備 考
	円	円	
合 計	円	円	

様式第2号（規則第3条、第8条関係）

年度 沿道修景指定樹木の緊急保全費 収支予算（決算）書

収 入

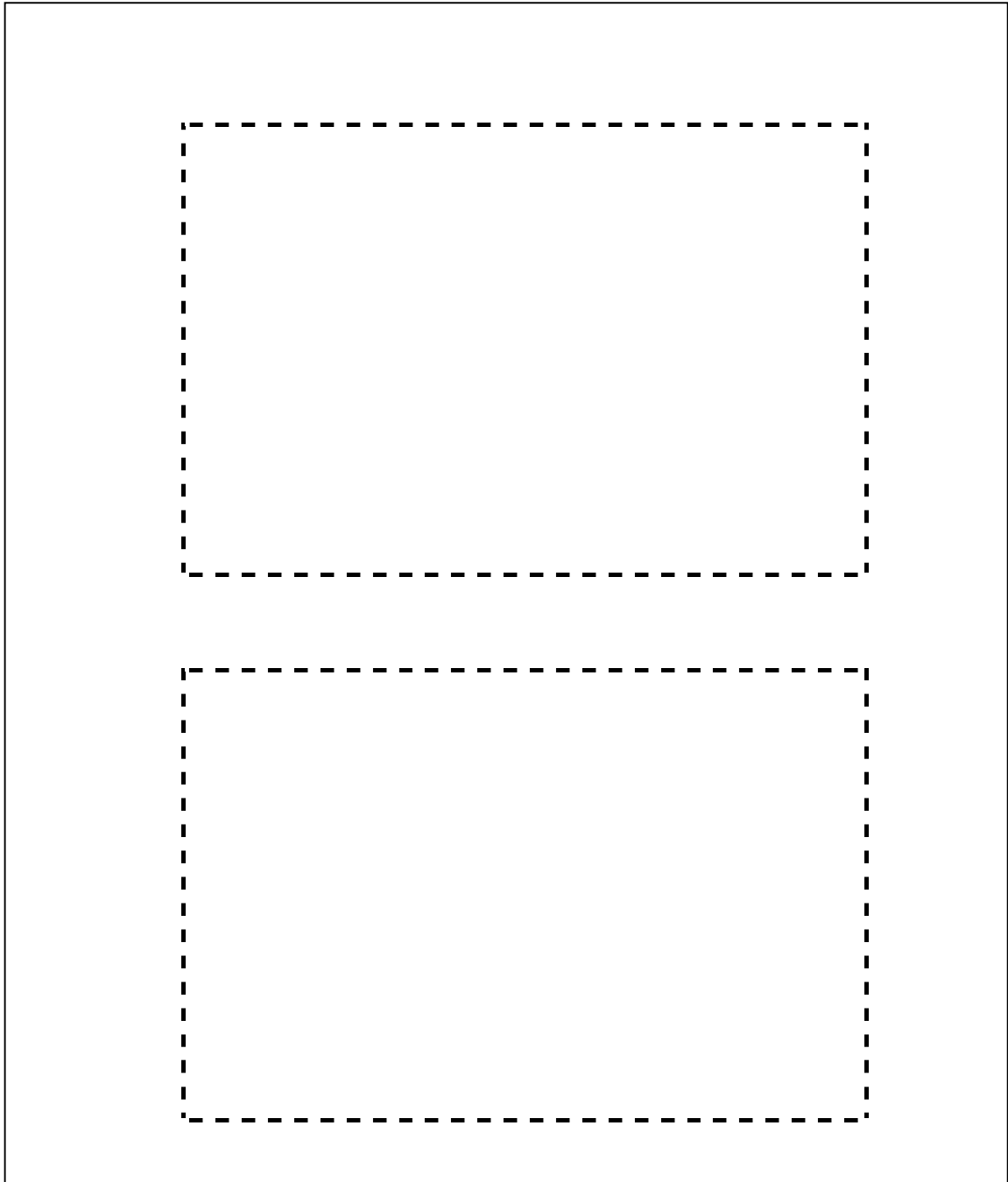
区 分	予算額	決算額	増 減	備 考
県補助金				
その他				
合 計				

支 出

区 分	予算額	決算額	増 減	備 考
事業費				
合 計				

様式第3号（規則第3条、第8号関係）

年度 沿道修景指定樹木の緊急保全費 現況（施工状況・完了）写真



※現況写真は剪定の必要性が分かる状況の写真を貼付すること

(必要資料)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所
氏名 印

沿道修景指定樹木の緊急保全費補助金請求書

平成 年 月 日付け ー で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

【振込先】

金融機関名	・ 支店
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	